

大蔵委員會議録第四十三号

昭和二十六年三月二十七日(火曜日)

午前十一時三十分開議

出席委員

委員長 夏堀源三郎君

理事 奥村文十郎君 理事 小山

大上 司君 川崎 芳満君

佐久間 徹君 島村 一郎君

清水 逸平君 高間 松吉君

苦米地英俊君 三宅 則義君

内藤 友明君 宮腰 喜助君

田中鐵之進君 松尾トシ子君

竹村奈良一君 深澤 義守君

出席政府委員

大蔵事務官(日本
専売公社監理官)

大蔵事務官(主
計局法規課長)

委員外の出席者

大蔵事務官(銀
行局事務課長)

専門員 杉山知五郎君

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

本日の會議に付した事件

物品税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第八九号)

復興金融金庫に対する政府出資等に
関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出第一一四号)

たばこ専売法の一部を改正する法律
案(内閣提出第一一八号)

国税徴収法の一部を改正する法律案
(内閣提出第二二二号)

○夏堀委員長 これより會議を開きま
す。

昨日質疑を打ち切りました物品税法の
一部を改正する法律案、及び国税徴収

法の一部を改正する法律案の両案を一
括議題として討論に入ります。討論は
通告順によつてこれを許します。小山
長規君

○小山委員 ただいま議題となりまし
た国税徴収法の一部を改正する法律
案、及び物品税法の一部を改正する法
律案につきまして、自由党を代表して
賛成の意を表します。

国税徴収法案は、われ／＼がかねが
ね主張しておりまして、滞納の整理に關
しまして、一歩を進めた改善の法案で
あり、これによつて徴収困難な者に対
しては、一定の猶予期間を与えて、そ
してもつて無理のない徴収をするとい
うことが、その主眼でありますので、
その点賛意を表するにやぶさかでない
ものであります。

物品税の改正法案につきまして、物
品税法のうちの証紙を貼付させるとい
う条項につきましては、いかなる品目
に対して証紙を貼らせるといふ点に
ついて、法律上明定しない点が若干
不安であります。昨日の私の質疑に
対しまして、主税局長は、水あめ、サ
ツカリ、ズルチンあるいはラムネ、
サイダー、カパン、トランク等の速記
録に載つておる数品目に限つて、証紙
の貼付を命ずるのであるという明確な
答弁をされておりますので、これなら
ば業界に不測の混乱を起す心配もな
し、また証紙を張ることによつて、脱
税を防止する利点もありますので、こ
れまた賛成をいたすものであります。

以上をもつて、簡單であります。が、
討論を終る次第であります。

○夏堀委員長 松尾トシ子君。
○松尾委員 私は社会党を代表いたし
まして、ただいま議題となりました物
品税法の一部を改正する法律案、並び
に国税徴収法の一部を改正する法律案
に對しまして、賛意を表するものであ
ります。

物品税法の一部を改正する法律案に
對しましては、その討論を省略いたし
ます。

国税徴収法の一部を改正する法律案
におきまして、今回分納及び徴収猶予
の制度を設けたり、あるいは滞納処分
の猶予の制度を設けたり、滞納処分の
停止の制度を設けて、従来非常にこの
ような制度を設けたらよろしいという
ところが、今回法律化されたのは喜ぶ
べきこととあります。しかしながら考
えますと、この徴収法を改善して行つ
て、そのお仕事を完遂するということ
ばかりには行かないと思ふのです。な
ぜならばこの滞納が今日一千億に近
いというときにあたつて、滞納の起つた
原因をよく究明いたして、この改正法
と兩立して行くことがいい。結局私の
言わんとするのは、担税能力の限界線
までこの税率を下げて、そうして快く
税金が払えるようにするということが
なりますと、この税法の施行も大いに
効果を上げるのではないかと思ふので
あります。この説明の中にもうたわれ
ておりますように、昭和二十四年度分
以前の所得税、相続税、物品税及び増
加所得税、財産税等の旧税に對しても、
でき得る限りの猶予をするところあり
けれども、できるだけこの新しい制度

に沿うような方法によつて、旧滞納処
分の処理をしていただきたいというこ
とをお願いいたしまして、賛成するも
のであります。

○夏堀委員長 深澤君。
○深澤委員 日本共産党を代表いたし
まして、ただいま議題となりました国
税徴収法の一部を改正する法律案、物
品税法の一部を改正する法律案に對し
まして、反対の意見を表明するもので
あります。

第一に物品税法の一部を改正する法
律につきましては、商品に証紙を貼付
するということとはまことに煩雜をきわ
め、またこれによつて徴税が非常に強
化されるという意味においてこれは反
對であります。

第二の国税徴収法の一部を改正する
法律案であります。これは一見分納
及び徴収猶予の制度を設け、あるいは
滞納処分の猶予制度を設け、滞納処分
の停止の制度を設けたという形におい
て、徴税を緩和するがごとき形式はと
つておるのであります。しかし本質的
には今まで担税能力の限界を越えて重
税を課して参りました結果、もはや税
金を納めることのできないような窮境
に達する国民が非常に多く出た。こ
ういふところからこれを何とか緩和し
ようとするところの意図から、この法案
が出ておるのであります。しかしなが
らわれ／＼が今まで経験したところの
徴税の経験から申しまして、ある場合
においてはまったく所得税法を無視し
てまで徴税が強行されておる。そのた
めに中小企業者、労働者農民がいかに

この税金の問題について苦しんでお
るかというところは、もはや何人も否定す
ることのできない事実であります。従
つてこのような制度を設けたといひし
ましても、これが百パーセント労働者、
農民、中小企業者を救済し、そしてこ
の重税の地獄から解放することはでき
ない。もつと根本的に解決する問題
は、徹底的な減税を行い、国民生活が
成り立ち得るような限度において税金
をとるといふこの根本制度を確立しな
ければ、問題は解決しないということ
であります。従つてこれは一時を糊塗
する法案にすぎない。われ／＼がこの
法案の全体を見ます場合に、この
最後の第二十一条の二の追加をやつてお
るのであります。これはまづたく実情
を無視した税務署の課税のために、差
押えをされ、そしてその差押え物件を
持ち去られる場合において、一般の習
慣として、その不幸な立場に立つた者
に對して同情し、あるいはこの人の立
場をよくするために協力するといふ者
に對して、罰則をもつてこの徴税を強
行しようとするところの条文まで挿入
されておるのであります。こういふよ
うな立場から考えまして、一見形式的
には徴税を緩和するがごとき見えてお
りましても、決してこれは重税の地獄
から国民を解放することにはならな
い。特にわれ／＼はこの国税徴収法の
強行徴税の趣旨には、この法案成立当
時から反対しているものであります。こ
れに国民のために税金の問題を解決し
ようとするならば、国税徴収法をむし
る撤廃すべきである、こういう立場か

ら本法案に對して、われ／＼は反對せざるを得ないのであります。

○夏堀委員長 討論は終局いたしました。

これより右両案を一括して採決いたします。右両案に賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○夏堀委員長 起立多数。よつて右両案はいずれも原案の通り可決いたしました。

なお報告書の作成及び提出手続等につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じます。

○夏堀委員長 次に復興金融庫に對する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律案、及びたばこ専売法の一部を改正する法律案の両案を一括議題として、質疑を続行いたします。

○深澤委員 復金の問題について御質問申し上げますが、大体復金の政府貸出しがどのように回収されて、またどのようにまだ回収が不能になつておるかという事情について、まず伺いたいのであります。

○杉山説明員 復興金融庫の貸出しにつきましては、現在三月も余すところ数日でございますが、三月末におきます残高は八百八十六億四になる予定でございます。これは昭和二十五年年度の回収が、予算におきましては百二十七億を国に納付するという予定でやつて参りましたが、今のところではおそろくそれ以上に二十数億は超過して回収になる予定でございます。これは今回提出いたしました法案によりますれば、昭和二十六年度中に国庫に納付するという予定で組んであ

るわけでございます。回収が不能になるものはどのくらいかというお尋ねでございますが、最近の情勢を見ますに、回収は相当順調でございます。大体において予定の通り回収ができて行くのではないかと、このように考へております。もつとも融資の中には年限が非常に長いものがございます。たとえば炭鉱住宅のごときものは非常に年次が長ろございまして、これは今後の情勢を見まして、逐次手を打つて行くわけでございますが、私どもといたしましては、融資をされたものが何と全額回収になることを、期待しておるわけでございます。

○深澤委員 たしか第七か八の国会のこの委員会で御説明を願つたのであります。その当時の未回収金は約一千億以上あつたように聞いております。そのときに整理の方針を三つにわけ、今ただちに回収し得るもの、それからある一定の期間のうちに回収し得るもの、回収不能なものというぐあいに、三段階にわけ整理方針を国会において御答弁されたと思つたのであります。それが、それではあの整理の方針を撤回されて、全額回収できる見込みであるというふうな今の方針にかつて、この整理をやつておられるのか。前の国会のときの御答弁とは違つて参りましたので、その点をひとつ伺ひたいのであります。

○杉山説明員 一昨年でございましたが、今御質問のございましたような計算をしては、いかかという意見がございまして、当時そういう計算をいたしましたこともございます。その後ももちろん融資の内容を一つ／＼検討いたしました。比較的回収しやすいもの、それか

ら回収の非常に困難なものとのわけた計算は、今でも續けておるわけでございます。たとえば一例を申し上げますと、かつて非常に塩の需給がきゆうくつになりまして、そのために製塩の設備等に融資をしたものもございまして、その他そのとき／＼の情勢によりまして融資をいたしまして、その後の関係から回収が若干困難なものもあるわけでございまして、私どもといたしましては、できるだけこれが回収されるように期待いたしておるわけであります。

○深澤委員 回収できるように期待しておるという言葉を言われておりますが、おそろくすでに破産の狀態になつたものや、あるいはその責任者がもう明確でないものや、そういうものがあるようにわれ／＼はその当時承つておるのであります。この八百八十六億のうち回収不能というものは全然ない、こういうぐあいに答弁の趣旨から申しますと、うかがえるのであります。そういうふうな解してよろしうござい

ますか。

○杉山説明員 私どもといたしましては全額が必ず回収できるとは申し上げられませんが、しかし私どもといたしましては、何とかできるだけこれが回収になるように、期待いたすという意味でございます。

○深澤委員 もちろんそれはそうあるべきであります。事実上回収不能というふうなものが、たとえば会社の解散になつたものとか、あるいは実情を調査して、その会社の内容が実に貧弱で、回収不能の狀態にあるとかいふようなものを、やはりある程度調査され

ておると思ふのであります。そういうものを一応われ／＼は明確に承知しながら、この八百八十六億の全額が、これが回収可能であるということと、それからある一定の回収の不能のものがあつたこととは、今後の運営上

に大分違つて来ると思ふのであります。あなたの方の責任としては、もちろん全額とらなければならぬということ

で、それに向つて努力されることは当然でありましようが、調査の結果どうしても回収不能であるという明確なものが、出ておるのではないかと、思ふのであります。その当時そういう御答

弁があつたわけであります。だからこの際、もちろん全額回収しなければならぬと思つて、その努力はしておると思ひますが、今までの調査の結果回収不能であるという、そういう明確なものが出たおると思ひますので、その点を尋ねます。

○杉山説明員 どういう回収が非常に困難であるか、もちろんそういう点は銀行の理事者としても、あるいは監督官庁としての大蔵省といたしましては、常時研究いたしておるわけでございます。なか／＼その回収がむずかしいと思はれるものと、回収が非常に楽なもの、これは当然区別がついておるわけでございますが、ただこれを発表いたしますことは、事後の回収をさ

らに困難にいたすおそれもございますので、そういう内容自身の発表は差控へさせていただきます。

○深澤委員 内容自身の発表をすることは、事後の回収を困難にするからという意図でありますか。それはどういふ意味でございませうか。その点をひとつ明確にしてください。

○杉山説明員 たとえば、こういう事業は非常に困難であると申し上げれば、そういう關係の融資を受けてやつた方々は、これはもう國としては回収を期待してないのだ、それならば返さないでいいという態度をとられますので、非常にぐあいの悪い点を申し上げておるのです。

○深澤委員 大体そうでなくとも、すでに復金の金というものは、返さないでもいいという前提の上に立つて借りた連中が大部分あるのです。従つてこの際そういうものを明確にして、國民の批判の前に明らかにする必要がある。そのうして國民の批判と借りたものの責任において、これを返さして行くというところ、それが、私は公明な処理の方法だと思ふわけであります。これを政府の事務当局だけが知つておつて、國會も知らない。國民も知らない。復金の金がどうなつていゝであらうか、これは、いまだ國民の腹裡から去つていないのであります。従つて私はむしろそういうものを明確にしてこそ、処理ができるのではないかと、思ふわけですが、その点はどうか。

○杉山説明員 復金の金は借りたものではないという仰せでございます。これは、私どもとしましては、そう考へておらないのでございまして、これはあくまで復興金融庫からの融資である以上は、当然返すということを前提で当初借りたものであるといふことは、これはむしろあたりまえのことである

と考へるわけであります。國からの補助金であるならば別でございますが、やはり融資であります以上は、返すということが当然の建前であるといふふうに考へております。

○杉山説明員 たとえば、こういう事業は非常に困難であると申し上げれば、そういう關係の融資を受けてやつた方々は、これはもう國としては回収を期待してないのだ、それならば返さないでいいという態度をとられますので、非常にぐあいの悪い点を申し上げておるのです。

○深澤委員 大体そうでなくとも、すでに復金の金というものは、返さないでもいいという前提の上に立つて借りた連中が大部分あるのです。従つてこの際そういうものを明確にして、國民の批判の前に明らかにする必要がある。そのうして國民の批判と借りたものの責任において、これを返さして行くというところ、それが、私は公明な処理の方法だと思ふわけであります。これを政府の事務当局だけが知つておつて、國會も知らない。國民も知らない。復金の金がどうなつていゝであらうか、これは、いまだ國民の腹裡から去つていないのであります。従つて私はむしろそういうものを明確にしてこそ、処理ができるのではないかと、思ふわけですが、その点はどうか。

○杉山説明員 復金の金は借りたものではないという仰せでございます。これは、私どもとしましては、そう考へておらないのでございまして、これはあくまで復興金融庫からの融資である以上は、当然返すということを前提で当初借りたものであるといふことは、これはむしろあたりまえのことである

○深澤委員 私は返すという前提の上で立つて言っているのではないのです。復金の金というものは、当時そういう考えをもつて借りた諸君も相当あるわけですね。しかしこれは当然返さなくちゃいかぬし、また返さぬものに対しては、十分な懲罰をもつて臨むという態度もいと思ひ、国民の輿論にもこれを訴えて、明確にする必要があると私は思うので、むしろ嚴重にこれを回収すべしという前提から私は論じているので、最初からこれを返さなくともいいのだ、これは借りたものじゃないのだ、補助金だという考えで借りた者に対してこそ、嚴重な回収の措置をとるべきである。私はこういう前提の上に立つて主張をしているのであります。そこで先ほどあなたはそういうものを明確にして発表することは、どうも今後の回収を困難に導くというその議論が私にはわからないのです。少くとも国会に対してこの法案を出す以上は、そういうことを国会に対して明確にできないということはないと私は思うが、一体その点はどうですか。

○杉山説明員 私どももいたしましては、回収の困難であるものと、しやすいものとの区別は、もちろん理事者といたしまして、あるいは監督官庁といたしましては研究はいたしておりますが、その業種、金額等を発表いたしますれば、借りている人は、これはもう国としてもあるいは金庫として、回収を予想していいものではないか。それからこれは返さないというところをむしろ裏づけされた、オーソライズされたというふうに感じられては困るわけでありまして。そういう副作用の生じないようにはいたしますために

は、やはりその事業なりあるいは金額は、発表いたさない方がよろしいと考えております。

○深澤委員 そういう内容を知らずして、国会がこれを審議し、そしてこの法案を成立させるということは、国会の權威のために非常に問題があると思ひます。従つてこれ／＼は回収困難である、これ／＼は回収不能であるという仕訳でないにいたしましたとしても、現在回収できていないものの具体的な資料を、われ／＼は承知する必要があるものであります。従つてそういう資料の御提出を、本委員会に対してお願いしたいと思ひますが、その資料の提出ができるかどうか。その点をお伺いしたいと思ひます。

○杉山説明員 今御要求の資料につきまして、帰りまして大臣と十分御相談申し上げましてから、御返事したいと思ひます。

○深澤委員 そこで私は委員長の御見解をお伺いしたのであります。この法案に關係するようした資料を発表できない、国会にも提出できないというところは、少くとも国会に対する侮辱であると私は考えるのです。委員長はこの資料を責任を持つてひとつ政府から取寄せて、委員に御配付をお願いしたいと思ひますが、いかがでございますか。

○夏堀委員長 委員長の見解としては、このような資料の要求はこれは御自由ではありますけれども、今政府の方から説明になりました通り、この回収を努めて早くしたい。そうしたような意味から、これを一般に公開しては、何かその会社の信用上ゆゆしき問題があるということになれば、回収は

不能あるいは遅延するおそれあるというところが、御心配のもとであるかと考えておりますので、委員長としても適当に研究いたしまして、できることではあるが、御要求に應ずるような方法にとりかからぬといふことは存じますけれども、ただいまの私の考えとしては、そのように考えております。

○深澤委員 私は回収不能とか回収困難であるという条件付で、その資料を発表しなくともいいと思ひます。大体この法案に相當するだけの、たとえば八百八十六億回収不能のものがある。だから、それはどの程度の滞納状態になつており、どういふものがまだ回収してないのかという程度の資料を、ある場合には委員会の秘密資料でもよろしいから、少くともこの委員会に対して資料を提出しなはだ困難であると考える。ただ八百八十六億現在回収不能である（これをひと／＼回収しようと思ひのだというだけでは、やはり委員会としてこれは承知できないじやないかと思ひますが、これは委員長として）もなお研究するということでありまして、十分御研究の上、何らかの資料を御提出願ひたい、こう思ひわけでありまして。

○小山委員 復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律案について、二、三質問したいのであります。この提出されました法律第三条は実に読みにくいのであります。この趣旨をまず最初に説明していただきたい。

○杉山説明員 第三条の条文はひどくくどく／＼いたしまして、カッパがたきさんございまして読みにくうござい

すが、趣旨を申し上げてみますと、復興金融金庫の回収した金額は種類がいろいろございまして。その一つは融通した資金の回収費、それから第二には、復金が債務の保証をいたしまして、その保証の履行によつて取得した債券で回収になったもの、それから第三番目の回収は、債権の保全のため必要な経費、たとえば貸付をした相手先が建物の保険をつけていない。ところが、將來この回収を容易ならしめるためには、新しく金を貸しまして、それで保険をつけさせるという場合がござい

ます。そういう場合に、その貸付金があるものと返つて来た場合、そういう三種のものがございまして。その回収金の中から受けかつて住宅営団が金庫から融資を受けた。ところが営団がいよいよ解散になりました。その家を地方団体に売却したのであります。地方団体の方では現金が十分ないために、果債や市債で返済をいたしましたものがござい

ます。ところが住宅営団がいよいよ金庫に返済をいたしました場合に、その果債や市債で代物弁済として返しました場合に、その果債、市債をそのまま国に納めるわけに行かないのであります。国に対しては現金で納めなければならぬわけでありまして、先ほど申し上げました三種の回収金の中から、たとえば今申し上げましたような地方債でまだキャッシュになったりしないものは、差引まして納めればよろしいという意味でございまして。そうして今のこの地方債につきましては、すぐに現金にかへようと思ひまして、たとえば預金部と売却の交渉をいたしたのであり

ますが、預金部としては時価でなければ買取りません。時価で買取りますと、額面よりも割つて参りますために、金庫に損ができます。そういう損を出さないためには、やはり地方債が年々償還されましたときを見まして、その償還された額を国に納めるといふふうにいたしたいということ、第三条を改正したいという趣旨でござい

ます。○小山委員 提案理由の説明で、改正の第一点として「その債権を保全するための費用につきましては」云々、本來債務者の負担すべきものは「云々」、こうあるわけでありまして「本來債務者の負担すべきものは」「資本勘定で経理するのが適當であります」と書いてありますが、これはどういふ趣旨でござい

ますか。○杉山説明員 これはどういふ意味であります。たとえば先ほど申し上げました、融資をしまして不動産を取得した、ところが保険につけていないという場合に、新しく貸増しをしまして、保険につけるといたしますと、ほんとうならばそういう費用は当然債務者の負担すべきものでありまして、復金の方が負担すべきものではない。そうであれば、これは融資をしまして、資本勘定の方で経理するのが適當ではなからうか。元本分として扱う、こういう趣旨でござい

ます。○小山委員 二十六年度に復金債が償還されるように書いてありますが、その復金債の償還によつて減資を行おうという額は、予算書に載つておると思ひますが、金額は幾らでありますか。○杉山説明員 復金債は全部償還してござい

のは農林中央金庫の債権でございます。これはかつて復金がまだ新規融資をいたしておりましたときに、農中が農中債を出しまして、これを復興金庫が買ひ上げて、そして農中をして農林漁業特別融資をやつてもらつたわけでありまして、これが二十四年度の二月から償還になりまして、現在すでに復興金庫金庫をいたしましては、二十億九千万円を現金で持つております。これを二十六年度に繰越しまして、二十六年度の国に対する納付金の中にいれたい。明年度は百二十一億を復金から国に納付いたしますが、そのうち二十億九千万円は農中債の現金化になつた部分で、二十五年度から繰越したもので、こういうふうに計算いたしております。

○小山委員 第三点の代物弁済で受取つた公社債、この金額はどのくらいありますか。

○杉山説明員 この金額は、今ここで覚えておりませんが、金額としましては非常にわずかでございまして、先ほど申し上げました住宅営団の地方債のものだけであります。

○小山委員 およそ幾らぐらいですか。

○杉山説明員 九百万円ほどであります。

○小山委員 タバコの専売法の改正について、農薬用のタバコはこれをはずすというのでありますが、農薬原料用のタバコというものは何でありますか。硫酸ニコチンの原料でございすか。

○久米政府委員 ただいま御質問の通り、ここで考へております農薬原料用というのは、硫酸ニコチンの製造原料

の意味でございす。○小山委員 硫酸ニコチンというのは何に使うのでありましようか。それからその需給関係はどうなつておりますか。

○久米政府委員 硫酸ニコチンは果樹の駆虫剤、虫よけでございす。たとへばりんごでありますとか、なしとかいうものの駆虫剤であります。この需給関係の大体について申し上げますと、年間百二十ないし百五十トン必要といたしますが、従来わが国におきまして生産量は二十トン前後でございす。たとへて申し上げますと、二十四年度には十五トン程度、本年度は大体二十トン程度、これは従来はタバコの製造工場で不要となりましてたぐずタバコを、農薬の製造会社に払い下げまして、そのくずタバコを原料として硫酸ニコチンができていたわけでありまして、二十六年度につきましても、二十五年と同様に、くずタバコから二十トン程度の生産は期待できますが、そのほかに今度特にルスカと申しますニコチン含有量の多い葉タバコを栽培いたしまして、これから約三十トン程度の硫酸ニコチンをとるといふうな予定に相なつております。なお輸入の関係について申し上げますと、二十四年度の輸入が大体百三十トン程度、二十五年度が六十トン程度、二十六年度が四十トン程度というふうに、大体見込まれております。

○小山委員 大分輸入が多いようでありまが、そういたしますと、この農薬用の原料タバコの耕作面積は、逐次ふやして行かれるのであらうと思ふのでありますけれども、さしあたり二十六年はどの程度の耕作面積を必要とするのか。逐次の程度まで広げて行くおつもりであるか。またただいま申されましたルスカという葉タバコの適作地と申しますか、これはどの方面でありますか。それをあわせて伺いた

○久米政府委員 ルスカの栽培につきましては、昭和二十六年は大体二百町歩を予定しております。硫酸ニコチンを次第に国内で増産をして行くという立場が望ましいので、この二百町歩という耕作反別は、今後増加して行くという方向に持つて行きたいと考えております。適作地につきましては、二十六年度は北海道に二百町歩ということを考えております。どちらかというところ、寒い方がいいということ、もう一つこのルスカというのは、特別のニコチンの含有量の多いタバコであります。これも、もし吸おうと思えば、われわれが普通吸いますタバコと同様に吸うこともできるのでございす。タバコの密製造いわけの違反の取締りという見地から、普通のタバコの耕作地の間に、ルスカの耕作地が点在するとうようなかつこうは、専売の違反の取締りという見地から、しばらくの間は避けたたいいふうな配慮もございまして、当分北海道だけでやつて行きたい、そう考えております。

○小山委員 この収納は相当めんどろうと思ふのでありますが、どういうようなことをやるのでありますか。専売公社が収納しないということになりますと、特定の製造会社が収納することになるのでありましようか。たとえば密売といふか、その点との関係においてはどのような措置をとられるのでありますか。

○久米政府委員 ルスカの栽培は、もつぱら農薬の原料になる。従いまし農薬会社といたしましては、北海道のある一定の区域に、来年二十六年度について申し上げますと、二百町歩の耕作を農民の方にやつていただく。そういったまじと、その耕作する農民の方と農薬製造会社との間には、あらかじめ契約がございまして、この人この人という具体的な耕作者がとりますところのルスカの葉っぱは、どここの農薬製造会社で買つてもらふのだという予約をいたしまして、その予約の形で求めて来る。そういう形を想定いたしております。つまりできた葉っぱは、どここの農薬会社に行くのだということ、あらかじめわかっているという形でもつて、専売公社は耕作の許可を与える。その葉っぱはつきりと農薬会社に入つて行けば問題ないわけでございます。横流れがないかどうかという点についてだけ専売公社が取締りをいたす、そういう形に立案いたしてございす。

○小山委員 もう一つ伺つておきたいことは、このルスカの耕作地であるが、耕作地は従来のタバコ耕作地の中に食い込むのであります。それとも従来の耕作地外にそれだけやるのでありますか。

○久米政府委員 北海道といたしましては、従来のタバコ耕作面積のほかに、これだけふえて行くというわけであります。

○小山委員 第二は、小売店のタバコの災害補償の問題であります。法案によりますと、今度新たに製造タバコ

をなくした場合の補償の規定を補充したいということであります。ところが従来の解釈上、これはできないのではなからうかと申しますのは、こういうふうな規定を新たに挿入すること、は、従来こういうふうな天災によつてタバコが滅失した場合に、災害の補償は法律上できないということを根拠づけることにならうのであります。従来、これを解釈上でもできるものであるけれども、それを明らかにするためにやられたのか。従来はできないからやられたのか。それと同時に災害補償をやつた前例があるかどうか。

○久米政府委員 大蔵省といたしましての解釈では、現行のたばこ専売法の全体の規定を見ますと、これは今回の災害補償の規定、つまり第四十一条の二の規定がなくとも、現行規定の解釈上小売店に対する災害補償は実行できるといふ見解を持つておるのでございす。この解釈につきまして、相当疑義を持たれる向きがございす。この際政府といたしましては、この疑義のある解釈から一歩進めまして、はつきりたばこ専売法の上に、小売店の災害補償の規定を設ける方が適當であると考えまして、この第四十一条の二の規定を提出しておる次第でございす。現行法におきましては、たばこ専売法第四十一条に引きかえという規定がございす。その規定によりますと、製造タバコの品質が悪化した、たとへばかびがはえて悪くなつた、あるいは風水害でもつて小売店の持つてゐるタバコが水浸しになつた、ぬれたというふうな場合には、引きかえの規定がございす。それからなお専売公社は、小売店に対しては、その

をなくした場合の補償の規定を補充したいということであります。ところが従来の解釈上、これはできないのではなからうかと申しますのは、こういうふうな規定を新たに挿入すること、は、従来こういうふうな天災によつてタバコが滅失した場合に、災害の補償は法律上できないということを根拠づけることにならうのであります。従来、これを解釈上でもできるものであるけれども、それを明らかにするためにやられたのか。従来はできないからやられたのか。それと同時に災害補償をやつた前例があるかどうか。

小売店に常備すべき数量を法律上指示できることになつております。そういうふうな規定の關係から見まして、ぬれた場合に引きかえという規定がある以上、滅失の場合に何らの救済がないというのはおかしいのでございす。これは引きかえの規定の一種の拡張解釈と申しますか、たゞ専売法における小売店に対する各種の救済規定の權衡上から、条理的にもこれは実行できるというのがこの解釈でございす。この解釈に對しまして、一部疑義を持たれる向きもございすので、この際これをはつきりと明文にしたいというところに相なつたわけでございす。なお前例といつたわけでは、昭和九年の室戸台風の場合に災害補償を行つたし、それから昨年のジェーン台風の場合に、関西の罹災地におきまして、相当多量の製造タバコが流失いたしました。これに對しまして大蔵省といたしましては、日本専売公社の申出に對し、この災害補償の實行を認可いたしてあります。つまり大蔵省といたしましては、解釈上災害補償ができるという實行を、すでに昨年のジェーン台風の際にやつておるわけでありす。昨年の実行の際には、小売店数約二百五十、それから災害補償として与えました製造タバコの数量、これを金額に換算いたしました、約三百万円といふふうな實行をいたしてあります。○小山委員 滅失の場合の幾ら滅失したかということの認定は、簡単にできるよになつておりますか。

○久米政府委員 この滅失の数量の確定につきましては、専売公社の下部機構におきましては、相当実地調査につきまして努力を要すると考えております。現場の確認を必要とするわけでございす。なおその数量の算出につきましては、専売公社の出張所から、各小売店に對しまして、定期的に売渡しをいたしてあります。たとえば三月なうに三月の一日、十日、二十日といううに売渡しをいたしてありますから、その罹災の直前の売渡しの日から何日経過しているか、その直前に売り渡したときの数量はどれだけか、何日経過したからどれだけ売れたであらうという推定はつくと思ひます。それからまた罹災の状況を見ますと、たとえば家全体が流されたというような場合には、大体全部流れたんではないかという推定がつかます。その他家財道具等の流失のぐあいなどから見まして、流失の数量というふうなものは判定はつくと思ひます。實際の認定につきましては、相當の努力は要しますけれども、相當正確な調査ができると考えております。

○小山委員 たとえば全部流れてしまつたという場合は、全滅したという推定がつかにかかわらず、二分の一で最高を押えたというところは、どういふわけでしょうか。○久米政府委員 この点はいろいろ御意見があるかと思ひますが、これを全部補償するといふところまで考えるのも、少し行き過ぎではないかと思ひます。大体前例が二分の一といふことでございすので、その前例に従つて今回は考えたのでございす。○小山委員 これは理論上からいつて、そういうふうな全滅の推定ができる場合があるのなら、全滅の場合は全部補償すべきではないか。引きかえの場合は全部引きかえののに、滅失した場合に、その推定が前例としてはつきりできないといふのなら別でありすが、ある程度まではつきりできるということなら、二分の一は少し酷なやうな気がする。せめて一割引、二割引という程度なら、若干その間に誤差もあるであらうからといふことで、それでよからうと思ふのでありますが、半分というのはちよつとひどいように思ひますが、その点將來改正されるお考えがありますか。

○久米政府委員 非常にむづかしい御質問でございすが、今後実行上非常に不合理であるといふやうなことでありますれば、その場合におきましては、考え直さなければならぬと思ひます。さしあたり二分の一といふ点でもつてスタートしたいと思ひております。○小山委員 二分の一のところではスタートして、將來は考へるということでありすが、それです承いたします。次に、最後であります。タバコは四月から値下げされることに相なつております。そうしますと小売店の手数料が、従来のような率では相当下つて来るであらうと思ひますが、小売店の手数料の引上げについてどう考へられておられるか。またその率はどういふふうに考へておられるか伺つておきたい。○久米政府委員 四月からのタバコの値下げは、ピース、光であります。が、ピースにつきましては、従来の小売店といたしましては、五十圓のピース一個に對して六%、三圓といふものが手数料であつたのでありますが、今度は四十圓になりますので、小売店として

一個当りの手数料を同じ三圓に置くといふ旨途のもとに、六%から七・五%に上げて、一個当り三圓といふ金額は同じにするようにしたいと思ひております。それから光につきましては四十圓に對しまして従来六%、二圓四十錢であります。今度は三十圓に對しまして八%といふことで、同じく二圓四十錢といふやうにいたす予定に相なつております。この前、昨年の暮れでございしましたが、あるいは今年の一月でございしたか、ちよつと記憶がはつきりいたしません。が、六%を七%にそれ／＼引上げるといふ答弁をいたしてあります。その後専売公社内部、大蔵省ともいろいろ相談をいたしまして、ただいま申し上げましたやうに、ピースについては七・五%、光については八%といふふうな率を引上げることの方針を改めました。この際そのことを申し添えておきたいと思ひます。○深澤委員 小売人の利益の率であります。これは都市においては売上高が非常にたくさんありますから、非常に低くても引合の率であります。が、農村等におきましては売上高が非常に少ないのであります。ところがやはりこれに對しては一人か切りにかからなければならぬわけですね。そういうことで農村における小売人の利益率を、特別に考へてやる必要があるのではないかと考へておられるのです。その点は専売公社の方では何か腹案を持つておられないのか、ひとつ承りたい。○久米政府委員 ただいま御指摘になりました御意見もとき／＼伺うのでございすけれども、小売人の手数料とい

たしましては、農村と都市との間に別の取扱をするところまでは考へておりません。○深澤委員 これはひとつ要望しておきます。やはりある程度考へるべきことではないかと思ふので、研究課題としてお願いしたいのであります。第二に小売人の災害補償の問題がこの法案に出ておるのでありますけれども、これももちろん反對すべき筋合いのものではないと思ひます。しかしながら耕作者に対する災害補償の問題、これが私は相當重大問題であると思ひます。耕作者は、利益率が非常によくないといふことを聞いていますのであります。また災害等の關係もかなり敏感にあるやうであります。この耕作者に対する災害補償の方はどうなつておりますか。

○久米政府委員 タバコの耕作者に対する災害補償の規定をいたしましては、現行法の第二十四条に「耕作者の耕作したたばこ又は收穫した葉たばこが風害、水害、震害、ひょう害、干害、病害その他の災害にかかり、著しい損害を受けたときは、公社は、その耕作者にその損害の二分の一に相當する金額の範圍内で大蔵省令で定める額の補償金を交付することができ、」となつておりました。天災、病害といふやうな場合につきまして、損害の二分の一に相當する補償金を交付するといふ規定になつておりますので、これで現在実行いたしてあります。○深澤委員 二分の一の災害補償があるといふことも、われ／＼は承知しておるのであります。これは病虫害、旱害といふやうなものは天災として、

耕作者がいかんともしたい問題であると考えられるわけだ。しかし耕作者は専売公社から委託されて耕作し、他にこれを売ることができないという建前になつておられますので、私はこの災害補償の率をもう少し上げる必要があるのではないかとおもうのですが、そういうことは専売公社の方としては考えられておられないのか。あるいは研究課題となつておられないのか。その点をひとつ伺ひたいと思ひます。

○久米政府委員 各種の災害補償の法制につきましては、専売公社としていろいろ研究を進めておりますけれども、まだただいまおつしやつたような結論を得る段階には相なつておりません。

○久米政府委員 農産災害等においても大体そういう基準ではあります。しかし部分的に非常にひどかつた場合には、相当多額の補償をしていくということも行われているわけですが、従つてこれはやはり農業に属する問題でありますから、相当考える必要があると思ひます。

第三の点は、最近において専売公社としては外国タバコの輸入をされているやに聞いているのでありますが、その輸入状況をちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○久米政府委員 専売公社の製造するタバコの品質を向上していいタバコをつくるためには、現在の状況ではどうしても米葉の輸入が一つの必要な要件に相なつておられるわけでありまして、昨年以来米葉の輸入につきましていろいろ交渉を重ねて参りましたが、本年に入りまして相当数量の輸入を実行いたしております。

○深澤委員 その数量はどの程度か、おわかりになりましたらひとつ伺ひたい。

○久米政府委員 米葉、インド葉合せまして大体百万キロ程度と記憶しておりますが、なほこの数字は今後ふえる趨勢にあると思ひます。専売公社の製品の品質を向上して行くという見地からは、四百五十万キロ程度の輸入が望ましいというのが、現在の専売公社の製造関係の意見と相なつております。

○深澤委員 それからこれはうわさとして聞いているのでありますが、最近専売公社で進駐軍関係のタバコの製造を委託されてか、どういう形でか、おやりになつていられることを聞いていますのでありますが、その事実があるかどうか。

○久米政府委員 これは一つは沖縄に對する輸出がございます。それから朝鮮に對する輸出がございます。その二つが司令部に關係を持つておる主たる輸出でございます。

○深澤委員 その關係はどういうことになつておりますか。専売公社として製造してそれを輸出する、そうするとそれをドルで支払われるという關係になつておるのであるのですか。その經濟關係はどうなつておりますか。

○久米政府委員 大体今おつしやつたような筋になつております。なお詳細の点は後刻答弁いたしたいと思ひます。

○深澤委員 それではその点は後刻詳細にお伺ひしたいと思ひます。それから第四点としてお伺ひしたいことは、先般の新聞紙上において、いわゆるやみタバコの大製造があつたということが発表され、しかもその光

の箱が専売公社から横流しをされておつたという事実が、指摘されておつたように記憶しておるのでありますが、あの新聞の記事は事実であつたかどうか。専売公社から光の箱が流れたのかどうか。その点をひとつお伺ひしたい。

○久米政府委員 最近新聞記事に出ましたのは、光の密製造の關係でございますが、この光の密製造の場合の箱につきましては、非常に技術が進歩して、本物とほとんど肉眼では判定の困難なような製品もあるように、われわれとしては鑑別しております。なお専売公社で一度製品として売り払い、またタバコをあき箱を集めて、それを密製造のタバコの箱に再使用している、そういうふうな疑いがあるものも相当ございます。それからなおそのほか若干専売公社の關係の正式ルートから、箱を横流ししたのではないかと、いろいろ疑問を持つて、目下調査をしておるものもござります。

○深澤委員 そうしますと、大阪の専売公社の方から流されたという新聞記事は、あれは事実でありますか。それともまだ明確になつていない問題でありますか。

○久米政府委員 目下調査中であります。

○竹村委員 深澤君の質問の中で、タバコの品質を向上させるために、いわゆる米葉等の輸入が現在百万キロぐらゐであるが、今度は四百五十万キロぐらゐに増加しなければならぬ、こういうお話であつたのですが、そこで私ひとつお伺ひしたいのでございますけれども、日本のタバコの品質を向上させるために、単に米葉を輸入することだけ

を考へておられるのか。根本的に日本において耕作するところのタバコの品質を向上させるためには、どういふ手段を——あるいはアメリカにおいてつばな葉ができておるとすれば、その根本的な種子等を輸入するとか、あるいはその耕作方法を研究するとか、そういう面について、どういふような耕作者に対する御指導をなされておるか、詳細に承りたいと思ひます。

○久米政府委員 日本で耕作しております葉タバコの品質を向上するというためには、専売公社としてあらゆる努力を払つておるわけでございます。現在製造タバコの主たる原料になつております黄色種のタバコ、これはもとものと種はアメリカ系統のものでござります。こういうアメリカ系統のいい種を持つて来て、日本でそれと同じようないいタバコをつつて行くというのが、まず第一のねらいでございます。しかしながらアメリカと日本とは風土が違ひますので、同じ種を日本にまきましても、年数がたちますれば、次第に日本の風土に順応したような品質に変化して参りまして、どうしてもアメリカで耕作したようなタバコのようには参らないというものが、自然的な条件の制約でございます。しかしながらこういう条件の制約のもとにおきましても、できるだけ品質の向上に努めて参るといふことが、現在の努力している手段でございます。これがタバコの葉について、なおその葉を収納いたしました後の製造工程におきまして、葉の処理、各種の加工をいたすというふうな点につきましても、いろいろくふうをいたし努力を重ねて参つております。それ

からもう一つ申し落しました、耕作者の耕作技術の進歩のために、専売公社としてもいろいろ耕作指導と申しますか、実際の畑につきましていろいろ技術的な面で耕作者に協力していることは、御承知の通りと考えます。

○竹村委員 もう一点お伺ひします。沖繩あるいは朝鮮等にタバコを輸出するために生産しておるということですが、その数量はどのくらいありますか。

○久米政府委員 今手元に持ち合せておりませんので、あらためて申し上げます。

○松屋委員 共産黨の深澤さんと竹村さんがたいへん詳しいことをお聞きになりましたので、私はちよつと違つたことをお尋ねいたします。というのは、毎年予算を組むときに、財源のないときはいつも専売益金が犠牲になると聞いておりますけれども、二十六年度の予算を組むときに、そういうことはございませぬでしょうか。

○久米政府委員 専売益金は、今の日本の予算を組む上に税と並んで重要な財源であります。できるだけたくさん財源がここから出て来ることは望ましいことではございますが、無理のないようにという点は十分気を付けております。たとえば昭和二十六年度の専売益金は千三百億というところになつております。これについては大体無理がないというふうな考へております。

○松屋委員 実は私はあるところから聞いたのですけれども、その数字は提供しなくてはならぬ、実際の収入の方は責任がとれまへんというふうなお話がかわされたやに承つておるのです。二十五年度の予算を見ましても、結局

八十億だけ予算よりも収入が少くて、補正予算で切りました経験もございまして、なか／＼骨だろと思うのです。それは製造本数も去年と今年と比較するとそうふていもないし、また値段を下げるということも大衆の嗜好物としてまことにけつこうですが、そういうことで非常にお骨折りだと思ふのです。今政府委員のおつしやつたように、これは税金ではございせんから、執行もできませんし、買つてくれなければそれまでです、他の物価も上つておりますので、非常に御奔走なさつてサービスしないと、税金の方にも響くと思つて心配しておるのでありますから、御無理のない程度でよろしく販売数量をお上げくださるようお願いいたします。

○久米政府委員 ただいま非常に御親切な御忠告をいただきまして、十分念頭に置いて遺漏のないようにいたしたいと思つております。

○田中(義)委員 私は復興金融庫の改正法律案に關連してちよつとお伺いしたい。政府は別途この国会に開業銀行法案を提出せられるやに聞いておりますが、私は前々から復興金融庫がその貸出し關係の回収の問題、その他諸般の事情から新規の貸出しをやめて整理するといふ段階に入りましてから、やはりこのせつかくの金庫を利用して新たな構想のもとに、長期建設資金の調達機關としての機能を果さるべきであるといふことを、主張して参つたものであります。これはきわめて概括的なお答えしか得られないかとも思ひますけれども、今度の開業銀行といふものの構想は、まだわれ／＼新聞で散見するだけで、具体的には存

じておらないのでございます。そういう面は、今後復金の貸付金の回収過程において、新たに開業銀行から融資する問題との相關關係が出て参ると思ふのであります。開業銀行の立案にあつて、復興金融庫の貸付金の回収の問題と、開業銀行による新たな貸出しといふものの間を、どう調整するかといふことについては、御研究になつたことがあるかどうか。この際承つておきたいと思ひます。

○杉山説明員 日本開業銀行法につきましては、できるだけ早い機会に国会に提案できるようにすることを、期待いたしておるわけでありまして、この新しい銀行と復金との關係につきましては、現在考へております案では、復興金融庫は、明年の三月三十一日までの間で、政令の指定する日に解散いたしまして、その日に新銀行に一切の權利義務を承継するといふことを考へております。従ひまして復金が解散すれば、新銀行と復金とが一緒になるわけでございますが、新銀行がどういふ方面に融資をいたすかといふような問題は、追つて条文ごとに詳しく規定されることになつております。法律が通りまして新しい理事者——役員が任命されましてから、そういう点が問題になると思ひますが、やはり前に復金が貸しておりました企業と同じところに、新銀行が貸すという面が相当多いと思ひます。ただ現在見返り資金で、船舶、電力に相当大規模な融資をする予定でございまして、そういう面と新銀行との融資の分野をどうするかといふような問題は、これから考へたいと思ひます。

復興金融庫を解散いたしましたして、解散の當時に残つております業務は、新銀行にわゆる開業銀行に承継するといふ構想であるといひます。ならば、私は開業銀行はいつから開店するかまだわかりませんけれども、開店すれば新たな貸出しといふか、融資が行われることだと考へるのであります。そういたしますと、しかも現在お復金の貸出しが、未償還で残つてゐる企業に、開業銀行を通じて新たな資金が注入せられて行くといふようなことになる場合に、私はやはりその間の貸出し先の問題、あるいはもしも新たな開業銀行から貸し出したものが、いわば復金の前の貸付金の償還に充てられるといふようなことでは、これは開業銀行をつくる意味がなくなつて来る面も考へなければならぬと思ふのであります。その点については、もちろん開業銀行法案が出たときには、当然そういう点について詳細な政府の説明を開かなければならぬと思ふのであります。十分その点を考へていただくなければならぬと思ふ。なお政令によつて開業銀行に業務を承継する日時、現在大蔵省としては大体いつごろを見込んでおられるか。その当時において復金の貸付金の回収がどの程度残つて、それが開業銀行に引継がれることにおよその日時がきまれば、見通しもつくのではないかとと思ひますが、そういうことについて検討されたことがございしますれば、大体復金を解散して開業銀行に引継ぐべき予定の日時等について、見通しがいついてゐるのだらうと思ひますので、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○杉山説明員 まず初めの点でござい

まするが、新銀行の業務の内容といたしましては、新規の貸付のほかに、現在商業銀行あるいは農中、商中等が貸しておりました長期融資、一年以上の設備資金の融資を、新銀行が肩がわりをして行くといふようなことも考へております。しかし仰せのごとくに、もしこの銀行が旧復金の債券を回収するために貸すといふことであれば、これはただぐる／＼まわりになるだけでございしますので、そういう融資は考へておらないのでございします。

それから第二の政令の定める日に復金の解散をする問題でございしますが、現在のところまだいつ政令で定めるのか、私もまだしては別に腹案は持つておらないのでございします。それで二十六年に復金が回収いたしましたして、国に納める予定の回収金は五十五億となつておりますから、四月以降何箇月後に見ておりますから、四月以降何箇月後に解散するといふふうなきまりますれば、大体五億五千萬圓の貸付金、現在の融資残高よりも減つて参るといふふうにお聞き願ひたいと思ひます。

大企業と中以下の企業とに貸付先の対象をわけて考へる場合に、償還の成績といふものが大体大中小の場合に、どの面が償還の成績がよいのか。この点もお聞かせ願ひたいと思ふのであります。なお貸出し後復金の融資を受けるときには、一つの企業体としてできておりましたけれども、現在はそのうち企業がもう事業を継続しておらないといふような形でおるものも、相当あるやに聞かぬのであります。そういう關係で、これは今ただちに見通すことは困難かもしれませんけれども、大体復金の貸付金の中で、どうしても償還を求めることができないと見込まれるような、いわば平たい言葉で言へば貸倒れ、回収不可能と見られるような面は、現在において予想されないかどうか。もし若干そういうようなものを見込まなければならぬとすれば、今の実情から見れば、ことに復金その意味でかなり放漫な貸出しを行つた向きについては、回収不能の面も出て来ると思ふのであります。そういう点についての現在の回収状況から見た状況等を、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○杉山説明員 復興金融庫の二月末の残高が八百八十六億五千六百万圓になつております。三月中の回収がまだはつきりわかりませんのでございします。その額と、それから二十六年の五十五億の回収、これを引き算したものが三月末の残高となる、こゝういふふうで考へております。それから第二の大企業と中小企業との回収成績について、どちらの方がいいか悪いかわかりませんが、御質問でございしますが、どちらかと申しますれば、やはり中小企業の方が若干悪いかと考へます。それから第三の

御質問でございますが、復金の現在の融資の内容及び今までの回収実績を見て参りますと、大体のところ市中の商業銀行の場合の融資と、大差のない優良な回収成績を示しております。特に復金の融資の回収が悪いということは言えないかと考えております。

○小山委員 ちよつと時間がありますので、専売公社のことで聞いておきたいことがあります。それはこういうことを聞いたことがあるのであります。つまりタバコ専売公社の資金の置流が非常に遅い。タバコの小売店で購入した金は、たしか郵便局に入つて来て、それが預金部資金に入つて、そして専売公社に入つて来る。これに一箇月もかかっているというようなことを聞いたのであります。はたしてその通りであるかどうか。まずそれから伺つておきます。

○久米政府委員 専売公社の關係の資金、これはたとえばタバコの売上上げの代金というものは国庫に入るのでございまして、国庫に入ります間に金融機關を経由いたします場合、これは現在一日というに相なつております。ただ売り上げました金を金融機關に入れるのが、たとえば金融機關の窓口を締めた後の時刻であるとか、そういう時間的な關係で二日にわたることばございまして、原則的には、金融機關に滞留しているのは一日ということに相なつております。

○小山委員 いや私が伺つてゐるのは——これは最初に金融機關は何を利用しているかということから、何うべきであつたのかもしませんが、郵便局以外に商業銀行も使つておられるのをごさいますか。

○久米政府委員 市中銀行を使つております。

○深澤委員 復金の未回収金の八百八十六億円の問題であります。先ほどのあなたの御答弁によると、この内容を明確にするわけに行かぬ、こうおつしやられたのであります。今田中君からの質問によりまして、開発銀行にこれを継承するという問題が出て来ておるのであります。従つてなおさらこの際明確にしなければならぬ段階に來ておるのでないかと思ふのであります。

○久米政府委員 莫大なものであると思ふのであります。政府自体では国民の税金の取立てに對しては容赦なくやつており、差押えもやつておる。そのために氣遣ひになり、あるいは首をつつておる連中もあるのではあります。ところが今の御答弁によりまして、中小企業の回収率は割合によろしい、大企業の回収率は悪いといふことをおつしやつておる。政府はこういうようなものはやはり明確にして、その責任を追究する必要があると思ふ。ところがあなたの方ではこれを明確にするといふと、回収の点で困難の点が生ずるから、これを国会に對しても国民に對しても明確にしないといふことは、私はまことに無責任きおまる態度であると思ふ。従つてこれはあくまで明確にしたいだきたいと思ふが、あなたは先ほど大臣と相談されてこの点答弁すると言われた。この法案は自由民主党の方では質疑の打切りまで準備しておるのであります。この点を明確にしない限りは、この法案の質疑の打切りに對しては反對である。従つて大臣に相談して、午後にもこれを明確にする責任をとつてもら

いたいと思ひますが、一体どうですか。

○杉山説明員 今私の御説明いたしましたのを、ちよつと逆におとりになつたやうであります。回収の問題につきましては、むしろ中小企業の方が大企業より若干劣つておるといふふうに申し上げた。大企業の方が悪いといふふうに申し上げたわけではございませぬ。それから資料の提出につきまして、大臣と十分相談いたしまして善処いたしたいと思つております。

○深澤委員 それでは具体的なことから伺ひたい。大体この八百八十六億の未回収はどういう業種に多いのか。その点をまず伺ひたい。

○杉山説明員 八百八十六億の残高があるとお申しなさること、それから先ほど御質問のいかなる業種に回収困難なものがあるかという点は、大分違つたわけではあります。当初から融資残高の多いもの、それから融資残高の少ないもの、いろいろ區別があるわけではあります。八百八十六億の内容から申し上げます。一番大きいものは鉄工業、その次が電気、その次が化学工業、こういつたような順序でございまして、内容は八百八十六億中鉄工業が三百七十億、電気が百七十五億、化学工業が九十二億、こういうような数字であります。

○深澤委員 鉄業、電気、化学工業等がこの滞納の内容であると申します。これらの工業はいずれも最近における特需景氣において、相当恵まれた部類に属するところの業種であると考えられるのであります。この回収不能の状態になつておるものの中で、つまり借り受けた当時の法人としての組織が解散されて、回収不能になつたものがどの程度あるか。現在存続しておつて未回収のものがどの程度あるか。その点をひとつ明確に願ひたい。

○杉山説明員 明瞭に申し上げます。八百八十六億は現在の二月末における融資の残高でございまして、これは今申し上げましたように、初めから受けた融資の額が多いものは融資の残高が多いわけではございまして、決してここにありまふような大きい融資残高のあるものが、回収にならないという意味ではございませぬ。

○深澤委員 全体が回収不能ではないといふことは了解いたしました。それはこの八百八十六億の貸付金の中で、すでに返済期限が来てまだ返済しないものはどのくらいあるのですか。

○杉山説明員 ただいま手元に資料を持つておりませんので……

○夏堀委員長 深澤君と一点だけ許します。

○深澤委員 その点ひとつ後刻明確にお願いしたいと思ひます。それから二十五年度の回収予定百二十七億というものが、大体これは回収の限度以上に回収されておる、こういうことであります。この回収されたものは鉄業、電気、化学とわかれておりました。この中のどういふものが二十五年度において回収されたのか。その点をひとつ伺ひたい。

○杉山説明員 三月末はまだ見当がついておりませんので二月末までで申し上げます。工業が十六億二千二百万、それから電気が十一億四千百万、それから化学工業が十億六千八百万、それから大きいものでは交通業の六億四千

万、それから機械器具の六億三千九百万、こういったことになつております。

○三宅(剛)委員 私は三点です。一点ずつ伺ひますからそのつもりで……

○夏堀委員長 三宅君に御相談いたします。もう間もなく一時になりますから、簡単にひとつ要領をつかんで……

○三宅(剛)委員 私はタバコ専売に關しますものについて伺ひたい。政府といたしましては良質のタバコを安く売る。これが根本でなければならぬ。四月からは光、ピース等において十円ずつ下げて売られることはもつともであると思ひますが、その葉タバコの原料等は、従来も外国品種の良相なりつぱにでき上つたものになつたと思ひますが、さて将来ともこういう問題につきましては十分に監督すると同時に、民間でも良質なタバコをつくりたいという陳情もあるわけでありまして、われ／＼はそれは承認しております。どうか官營でありますから、最も良質なものを安くできるように御検討願ひたいと思ひます。それから、きましては品種等もよほど改良せられて、将来とも農業耕作者にも便利であり、またこれを愛用いたします一般の国民もよくのみ得る。決して進駐軍のタバコに劣らないというくらいに誠意をもつて努力せられたと、私も議員として思うのであります。管理官は一体どういふふうに考えておられるか。この際承りたいと思ひます。

○久米政府委員 ただいまの点まつた御同感でございまして、日本で耕作しますタバコの品質を向上するために

は、専売公社傘下の各試験場等の能力も職員員いたしまして、各種の種につきまして各種の栽培試験をやり、肥料をどうやつたらいいか、あるいはどういふふうな栽培をして、どういふときに芽をつんだら一番良質の葉が得られるかということにつきまして、試験場におきまして十分な努力をいたしてありますし、また耕作者の皆様の現地の畑におきまして、専売公社としてお手伝いできる限度におきまして、耕作指導と申してはなはだ遺憾でございますが、技術的な御協力を申し上げておるといふ実情でございます。この点につきましては今後とも十分努力をするつもりであります。

○三宅(則)委員 監理官の久米さんのお話によりまして、監督は厳重にしておる、こういうことであります。これはなはだ余事ではあります、なおやみタバコというものが相当あるということを聞いております。私もタバコといふものは各地区にまんべんなく配給できるように、小売人の指定等もなるべく緩和してもらいたい、かように思います。承るところによりまして、専売公社の係官等が少いたためでありまして、なか／＼調査に来てくれない。相当努力をしなければ出張もしてくれないし、イエス、ノーをきめるのにも長くかかる。こういうのは民論に反すると思えますから、もし交通の便利あるいは需要者、店舗等をよく調査するときにおきましては、なるべく期間を早めて見てやつて、イエス、ノーをきめてやるのが、小売人としてもまた業者としても適切であると考える。しかるにお役所式をまだ実行しておつてなか／＼来ぬ、そういう例を

聞くのでありますが、現在的小売店等につきましては、最も迅速に処理せられまして、民論を尊重するという意味合いにおいて、まんべんなく配給でき、皆さんが円滑に買得る、こういう制度を示されたいと思ひます。今までのような官儀式ではせつたく専売公社になりまして、何ら改善する余地がないというふうな考えられますから、民間の業者とはよほど違いまして、うけれども、それに近いような簡易な方法をもつてやられたいと思ひます。これに對します政府当局の御感想なり御処置なりを承りたい。

○久米政府委員 タバコの小売店の現在の分布状況というものは、御指摘の通り必ずしも満足すべきものではございません。需要に應じました必要の小売店が、必ずしも完全に行き渡つておるといふふうには考えておりません。大体の傾向といたしまして、二十四年度よりは二十五年度、二十五年度よりは二十六年度というふうな、小売店の数は逐次増加して免許をして行くという方向にございます。ただ新規の免許につきましては、申請書が専売公社の出張所の窓口に出ましてから、実際に免許が出るまでに相当日がかかるというふうな点につきまして、いろいろ現場の方で御不満の点もあるように、幾多の事例を伺つております。これは三宅さん御指摘の通りでございます。専売公社が公共企業体の名にはずかしくないような、今後の適切な運営をして行かなければならないという点につきましては、まづたく御同感でございます。そういう方向に向つて公社としても努力いたします。われ／＼大蔵省といたしまして、その方向に向

つて十分留意して参りたいと思つております。

○三宅(則)委員 今久米監理官の答弁によりまして大体了承いたしました。最後にもう一点だけ申し上げますが、耕作者というものは全国にあるわけでありまして、南から北の方に至りますまで各地にあるわけでありまして、ある果におきましてはこの収穫金額の半額が所得として計算せられておる、こういうことを言ひまして、他の業種もしくは農業諸物価と比較いたしまして、タバコの方が高過ぎるのではないかという陳情も受けたわけでありまして、これにつきましては指導しておられる久米監理官といたしましては、税金の問題、所得の問題等についても、わろ／＼研究せられておることと思ひますが、いかように監督しておられるかという点と同時に、もう一つ耕作者におきましては悪質な耕作者はないはずであると思ひますが、これに對しまして多少な違反いたしておる者もあると聞いております。この辺の監督は一体どうなつておりますか、ひとつあなたから責任ある答弁を承りたいと存じます。

○久米政府委員 後段の方で申されました悪質の耕作者に対する監督ということにつきましては、公社としていわゆる専売監視員といふふうなものも置きておるといふことは御承知だと思ひます。前段の点によつて……

○三宅(則)委員 これは所得の計算であります。タバコ耕作者のごときは割合に税金が高過ぎると言われておる。なぜかという、収穫量がはつきりしておりますからこまかしかげできません。ですから大蔵省に關係しておる税務署もしくは国税局、あるいは国税庁とも関連をいたされまして、このタバコ耕作者に対する所得はどのくらいが適當だろうかということをお示しになつておるかいけないか。将来そういうことをお示しになりますと、官營でありますところのタバコ耕作者に對しましても、適切な課税ができるのではないかと、このことを承知するわけでありまして、監督官といたしましてどういふふうな考へておられますか。この際国民にかつてお伺いをいたします。

○久米政府委員 タバコ耕作者の所得税の問題につきましては、従来の實際の課税の率、所得の標準率と申しますか、あるいは必要経費の控除の仕方、そういうものにつきましては、二十四年度と五年度までは大体各国税局ごとに、相当慎重な調査をいたしてあります。二十六年度につきましては、国税庁におきまして、なお全国的な権衡の点につきまして、十分遺憾のないようになに検討をすることになつております。なお具体的には各地方の専売局におきまして、政府内部と申しますか、国税局との間に事実上い／＼打合せをいたしまして、課税が適正に行くようにという点につきまして努力をいたしております。

○夏堀委員長 深澤君からの資料の御要求の分は、午後の会議までに間に合せるようにいたしますから、ぜひ午後の会議に御出席を願ひます。

休憩いたしました。午後は二時より会議を開きます。

午後零時五十二分休憩

○久米政府委員 久米監理官の答弁によりまして大体了承いたしました。最後にもう一点だけ申し上げますが、耕作者というものは全国にあるわけでありまして、南から北の方に至りますまで各地にあるわけでありまして、ある果におきましてはこの収穫金額の半額が所得として計算せられておる、こういうことを言ひまして、他の業種もしくは農業諸物価と比較いたしまして、タバコの方が高過ぎるのではないかという陳情も受けたわけでありまして、これにつきましては指導しておられる久米監理官といたしましては、税金の問題、所得の問題等についても、わろ／＼研究せられておることと思ひますが、いかように監督しておられるかという点と同時に、もう一つ耕作者におきましては悪質な耕作者はないはずであると思ひますが、これに對しまして多少な違反いたしておる者もあると聞いております。この辺の監督は一体どうなつておりますか、ひとつあなたから責任ある答弁を承りたいと存じます。

午後三時十九分開議

○夏堀委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

復興金融庫に對する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律案、及びたばこ専売法の一部を改正する法律案の兩案を一括議題といたしまして、質疑を続行いたします。

○深澤委員 ただいま資料をもらいましたが、この資料を見ますと、石炭關係に三百四十五億三千万円何がしかの残高があるのではありませんか、これは最初の貸付と現在の残高との割合はどんなことになつておりますか。最初貸し出したものに対してどのくらいの回収が行われ、この三百四十五億は最初貸し出した総額のどのくらいのものになつておるか。その点をひとつお伺ひいたします。

○杉山説明員 鉱業全体でまとめたもので見ますと、今までの回収が二百三十七億ばかりに上つております。しかしこのうちには石炭以外の亜炭、石油、その他の鉱業が入つております。ちよつと石炭だけを区分したものは手元に持つておられません、御必要であれば後刻資料として提出いたします。

○深澤委員 そうすると、最初貸し付けたものうち二百三十七億の回収が行われておつて、三百七十億の残高があるということになりますと、大体六割以上のものがまだ残高となつていて、いうふうな了解していいのですか。

○杉山説明員 さようでございます。御承知の通り、石炭融資は当初から非常に年限が長うございまして、たとえは炭住につきましては、当初から十年でございますが、實際単価の査定にあ

たりましては、十五年で回収できるような計算になっておりました関係もありまして、まだ融資当初から数年しかたつておりません関係上、残高が六割以上になつてゐるというわけでございます。

○深澤委員 先ほどちよつと私質問してまだ御明答を得ておりませんが、つまり八百六十六億のうち期限が来て残高になつてゐるのが、幾らあるのかというところが明確になつて来ますと、これを了解するのに容易なものであります。その点どうなんでしょうか。

○杉山説明員 これは期限が来て幾らという資料を持つておりませんが、期限が来て延滞になつておるといふものは、そう多くないと思つております。

○深澤委員 昭和二十三年の十一月に会計検査院が復興金融庫の融資にあたり処置を得ていないものとして指摘しておりましたものの中に、六一四として三建工業株式会社以下八社の問題があるわけですね。三建工業のごときは四千五百萬の融資を受けて、回収未済高も四千五百萬、一〇〇%未回収という状態が指摘されております。

その他九四%、九四%とつとあるわけですが、こういうぐあいに会計検査院自体も非常に不当であると指摘してゐるわけでありまして、こういうものが私は復興金の残高の多い根拠になつてゐると思つておられますが、二十三年十一月現在において、会計検査院が指摘しておられますあの九社のその後の処置は、どういふぐあひになつておりますか。その点をお伺ひしたいのであります。

○杉山説明員 二十三年の会計検査院の御指摘の問題は、今ちよつと手元に資料を持つておりませんが、その後一年有半たちまして回収成績を見ますと、当時検査院から指摘を受けた未済であつたものも相当回収成績を上げてまして、漸次残高が減つておる状況でございます。

○深澤委員 時間もありませんのでこれはその程度にしておきます。しかし私は、具体的な資料の提出がないので、この復興金の処置の問題ははなはだ不明確であるといふことを、申し上げておきたいと思つてゐます。

それからタバコの問題について、先ほど輸出関係のタバコを製造して、沖縄とか朝鮮へ輸出してゐるという問題について、御説明を承ることになつておりましたので、ちよつとその点をお伺ひしたいと思つてゐます。

○久米政府委員 特需関係のタバコにつきましては、昭和二十五年といたしまして、数量で二億本、金額で一億円でございます。

○深澤委員 そうすると、これはどういふことになるのですか。総司令部の注文があつてそれを専売公社で製造して納入する、それをドルで受取つてゐる、こういうのですか。

○久米政府委員 国連軍からの注文によつて製造して納めてゐる、そういうふうな御了承を願ひます。

○深澤委員 これは、先ほどは沖縄、朝鮮へ輸出をしてゐるということでしたが、沖縄、朝鮮だけでなく、内地に駐在する国連軍にも行つてゐるということではないのですか。

○久米政府委員 ただいま申しました数量及び金額は、大体朝鮮向けと御了承を願ひたいと思つてゐます。それ以上のことは答弁を差控えたいと思つてゐます。

○深澤委員 この国連軍発注のタバコ製造と、内地のタバコを製造することとの利益関係、これはどういふぐあひになつておりますか。

○久米政府委員 この点につきましては、答弁を差控えたいと思つてゐます。

○深澤委員 専売公社の経理関係の問題でありますから、われ／＼はそういう点を承知したのであります。概しての国連軍のタバコを製造すると損でありまして、得でありますか。

○久米政府委員 必要な数量を公社で適当な価格で売り渡してゐると思つておられます。

○深澤委員 それはそういうことになつてゐることは間違いないでしようが、結局経理上損になるか利益になるかという問題です。その点をお聞きしたいと思つてゐます。

○久米政府委員 先ほど申しました通り、数量は二億本でありまして、金額は一億円ということでありまして、損にはなつておりません。

○夏堀委員長 他に御質疑はありますか。

○大上委員 動議を提出いたします。ただいま議題となつております復興金融庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律案、及びたばこ専売法の一部を改正する法律案、この両案につきましてはすでに審議も尽くされたと思われまので、この際両法案について質疑の打切りをせられんことを望みます。

○夏堀委員長 大上君の動議に御異議ありませんか。

○夏堀委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり。

○夏堀委員長 御異議なしと認めます。右両案に對しましては質疑を打ち切ることとしたします。

○深澤委員 共産党を代表いたしましたて、両法案に對して反對の意を表明いたします。

たします。

復興金の問題につきましては、これはすでに終戦直後における国家資金が非常に濫費せられた。さらにその中に非常に大きな不正が伏在しておつたという問題も具体的に暴露され、そうして伏魔殿的な存在であるといふことが、明確になつて来ておるのであります。しかしながら今日においてこの整理が、会計検査院も指摘してありますように、はなはだ當を得ていない。従つてこれは重大な政府の責任であるといふぐあひに、われ／＼は指摘せざるを得ない。さらにこれが最近の情報によりますと、開発銀行に受託されるというような折、この点を明確に審議する必要があるとわれ／＼は思ふのであります。午前中の本委員会における政府、事務局の御答弁によりますれば、具体的な資料は出すことはできないといふぐあひに、国会の審議をも十分尽くせない態度をとつておることにつきましては、はなはだ不満であります。ここにこそ、この復興金融庫の非常に複雑な事情があるといふことを、私は指摘せざるを得ないのであります。こういう意味において、まずこの復興金融庫の法案に對しましては、われわれは反對であります。

たばこ専売法の一部を改正する法律案であります。この法律案の今度の分に對しましては、特別にこれは反對する理由もないのであります。現在全国におけるところの小売人の利益率が非常に低いといふこと、さらに農村関係における販賣高の非常に低い小売人の利益率は、特別に考へるべき必要があるといふような問題、さらに災害補償の問題についても、耕作者が非常に困難をしてゐる。この問題について二分の一の補償という程度では、これは

はタバコ耕作者が安心してやつて行けないといふような事情にある。もう一つは、どうもこの専売公社の運営が、ひたすら外国製品に依存する傾向を持つてゐるのであります。日本のタバコ製造に關しましては、内地で品種の改良、増産といふことをいたしまして、内地産で自給するといふ建前をとるべきであるといふことを、われ／＼は主張したものであります。この方向に對しましては本法案がまったく積極的でないといふ意味において、これに對して反對をするものであります。

○夏堀委員長 討論は終局いたしました。これより右両案を一括して採決いたします。右両案はいずれも原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○夏堀委員長 起立多数。よつて右両案はいずれも原案の通り可決いたしました。

なお右両案に對する報告書の作成並びに提出手續等につきましては、委員長に御一任を願ひます。

本日はこれをもつて散會いたします。

午後三時三十四分散會

〔参照〕

物品税法の一部を改正する法律案

（内閣提出）に關する報告書

国税徴収法の一部を改正する法律案

（内閣提出）に關する報告書

復興金融庫に對する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律案